



第7章

新たな「自然と共生する社会」を
実現するための行動計画

この戦略が目標とする、新たな「自然と共生する社会」の実現を図るためには、第6章で掲げた7つの基本方針に沿って具体的な取組を進めていくことが必要です。前述の通り、こうした取組は、県のみならず、県民、市町村、NPO・団体、企業・事業者など多様な主体が、それぞれ主体的に、かつ、連携・協力を深めながら取り組んでいくことにより、大きな成果を得ることができます。

ここでは、具体的な行動計画として、7つの基本方針ごとに、できるだけ広く波及効果を狙って実施する「戦略的な取組」と、生物多様性の保全と持続可能な利用を着実に進めるための「主な取組」を設定し、目標年や目標数値を含めた数値目標についても可能な範囲で掲載しています。

基本方針 1

参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組

1 普及啓発

人と自然(生物多様性)とのつながりに対する認識を高めるためには、まず、県民に自然(生物多様性)への関心を持ってもらうことが大切です。このため、関係行政機関や民間企業・団体と連携して、県民に直接、あるいは県民に働きかける力のある市町村や企業、団体等に対して、生物多様性に関する情報を提供するなど普及啓発の取組を進め、生物多様性への関心を高めていく必要があります。

<戦略的な取組>

民間企業等と連携した外来種・希少野生動植物の教育・普及啓発キャンペーン(新)

外来種対策や希少野生動植物の保護の取組の重要性について県民に普及啓発するため、民間企業等と連携して、動植物の標本等も用いた移動博物展を県内各地で開催します。

<主な取組>

- ① 生物多様性という言葉と意味を県民に浸透させるため、パンフレットや県ホームページ、facebook等での情報発信を進めるとともに、市町村や事業者、NPO等と連携した普及啓発に努めます。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
「生物多様性」という言葉の県民の認知度 (意味を知っている・聞いたことがある)	80% (2022年)	90% (2033年)

- ② 生物多様性地域戦略、エコツーリズム推進全体構想、地域連携促進計画、環境基本計画等、市町村の生物多様性の保全に資する計画の策定を促進するため、各種情報提供などの支援を行います。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性地域戦略等の生物多様性の保全に 資する計画を策定している市町村の数	21% (2022年)	50% (2033年)

- ③ シンボルとなる生き物を選定し、市民参加型で保全を行う地域の活動についても必要な支援を行います。
- ④ 自然環境や地球環境など、環境に関する情報の収集・提供に努めます。
- ⑤ 子どもたちに対する環境への意識高揚に努めます。
- ⑥ 県民の緑化思想の普及啓発を推進します。

2 環境教育・学習

人と自然（生物多様性）とのつながりに対する認識を高め、具体的な行動を促していくため、生物多様性がどのような現状にあり、どのような課題を抱えているのかについての理解を深めることが必要です。このため、子どもや企業等に対する生物多様性に関する教育・学習の機会を提供していくことが大切です。

<戦略的な取組>

生物多様性を理解するための体験的な学習の促進（継）

人と自然（生物多様性）のつながりについて理解を深めるため、学校や地域での生物多様性に関する教育と自然体験の機会の確保を図ります。また、鹿児島県生物教員等ネットワークやNPO等の団体と連携を図り、教員や指導者に対する指導マニュアル等の作成・提供等を通じて、生物多様性に関する学習の促進に努めます。

<主な取組>

- ① 学校において、地域の自然体験活動を通して、生態系や種の多様性への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
自然体験活動を実施している学校の割合 （教科と教科外を含む）	100% （2022年）	100% （毎年）

- ② 青少年社会教育施設において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験等、様々な体験活動を推進します。
- ③ 屋久島環境文化研修センター等を拠点として、屋久島の自然や屋久島で営まれている生活・生産活動等を生かした自然体験型の環境学習や企業研修を推進します。



写真7-1 子ども達の環境学習

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
屋久島環境文化研修センターにおける2024 （令和6）年度からの延研修受講者数	—	16,000人 （2033年）

- ④ 環境学習指導に係る有資格者等の情報を整備し、県のホームページ上で県民に公開する「環境学習指導者人材バンク」により、県民自ら、身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習を促進します。
- ⑤ 家庭や身近な地域社会での体験や活動、環境教育・環境学習施設等の活用により、家庭・地域社会における環境教育等を促進します。

3 参加・体験

人と自然（生物多様性）とのつながりに対する理解は、知識だけでなく、実体験に裏打ちされることが大切なことから、県民に、生物多様性の恵みとふれあう自然体験の機会や保全活動に参加する機会を提供する必要があります。自然から離れた日常生活の中では、自然とのつながりを実感する機会が減少していることから、普及啓発や環境学習等で得た知識を実体験で確認することにより、人と自然（生物多様性）とのつながりに対する意識が強固なものになることが期待されます。

<戦略的な取組>

みんなの生物多様性サポーター支援事業の実施（新）

県内各地の民間団体が行う生物多様性の保全や再生に関する活動のうち、他地域の活動のモデルとなり、県民の参加が促されるものについて、活動資金を支援する「みんなの生物多様性サポーター支援事業」を実施するとともに、活用成果について県民に共有します。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
みんなの生物多様性サポーター支援事業における支援件数	39件 (2023年)	139件 (2033年)

<主な取組>

- ① 地域住民が率先して、身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。
- ② 地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による森林づくりを進めます。
- ③ 森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。
- ④ 都市住民等のニーズを把握し、農山漁村地域が持つ魅力について情報発信するとともに、漁業等の体験型教育旅行の誘致や漁家等での宿泊体験などの取組を促進します。
- ⑤ 自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムや自然や文化を体験するアドベンチャートラベルなど、鹿児島の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。



写真7-2 オオゴマダラ

4 人材育成

地域での生物多様性に関する活動を進めるためには、生物多様性に対して知識を有し、保全活動に対して適切に指導できる人材を育成・確保する必要があります。

野生生物や生態系の保全のための手法は、新しい科学的知見の充実により、常に見直されることから、新しい知見について情報収集しながら保全に取り組めるよう、指導者の役割が重要です。また、生物多様性を意識せずに、生物多様性に関する活動を行っている団体等もあることから、それらの指導者等と連携強化することが大切です。

<主な取組>

- ① 自然保護推進員，自然公園指導員，鳥獣保護管理員，外来動植物対策推進員等の生物多様性に対して知識を有し，保全活動に対して適切に指導できる人材を育成・活用します。
- ② 自主的な環境学習や環境保全活動に対し，環境学習指導者人材バンクの充実や活用促進を図ります。
- ③ 漁村の文化や地場水産物などの地域資源を把握し，これらの資源を活用するための条件整備を図るとともに，地域が一体となったブルー・ツーリズムの推進体制づくりを促進します。また，農林業や観光関連産業との連携強化による多様なネットワークやメニューづくりを行います。
- ④ 屋久島や奄美群島などにおける認定ガイドの育成の取組を支援します。

5 消費行動の改善に向けた取組の促進

戦後の日本社会での大きな社会的変化は、大量の生産者（第一次産業従事者）のいた社会から、大量の消費者のいる社会に変質したのだと考えています。自然の中で、自ら食料を生産するのではなく、食料を購入し消費する暮らしが普及したことによって、人々は、生物多様性とどのような関わりを持っているのかを意識することなく暮らすことができるようになりました。

新たな「自然と共生する社会」の実現を図るためには、生物多様性に基盤を置いた地域経済を発展させていくことが必要なことから、有機農産物等の生物多様性に配慮した製品の消費に対する県民の気運醸成を図り、具体的な消費行動を促すことが重要です。

<戦略的な取組>

生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組（継）

人々（消費者）に対し、日常生活の中で消費している食料や繊維、木材等の物資が、生物多様性とどのような関わりをもって供給されているかについての情報を提供し、その結果、より環境負荷が少なく、生物多様性の維持・向上に資する製品の選択が促されることで、有機農産物等のより生物多様性に配慮した製品の生産活動が促進されるよう、関係機関・団体等と連携し、消費者の意識改革に向けた普及啓発に努めます。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
有機農産物をよく買う消費者の割合	10% (2019年)	25% (2031年)



写真7-3 有機農産物

基本方針2

重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻すための取組

1 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、まず、鹿児島県の生物学的特性を示す生態系や多様な野生生物の生息・生育の場として重要な地域を保全していくことが必要です。しかし、現在、保護地域の指定実態などが十分ではないことから、重要な、生態系や野生生物の生息・生育の場を科学的な知見に基づいて抽出し、保護地域の指定拡大や見直しを進めるとともに、こうした保護地域における保全管理を強化していく必要があります。

また、「30by30目標」の県内における達成に向けては、保護地域の指定だけでなく、自然共生サイトの認定等を通じて、保護地域外で、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域であるOECMの面積を拡大していく必要があります。

<戦略的な取組>

鹿児島版自然共生サイトの認定推進（新）		
生物多様性ビッグデータ等を活用し、民間等の取組によって生物多様性の保全・再生が図られている区域やその候補地を抽出するとともに、県内の関係団体への自然共生サイトの普及啓発や認定支援等を通じ、自然共生サイトへの認定を推進します。また、その際に、鹿児島県を特徴付ける自然や環境文化を活用しているエリアの認定に向けた取組も推進します。		
（現状と目標）		
指標	現状値	目標値
自然共生サイト認定数	3か所 (2023年)	20か所 (2030年)
県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進（継）		
県立自然公園総点検事業において科学的に抽出された生物多様性保全上重要な地域に基づき新規指定・拡張等の候補地となった地域について、県立自然公園に指定して保全を図ります。また、国による国立公園、国定公園の指定と合わせて、県内の自然公園の県土面積に対する指定割合を全国平均並み以上に向上させるよう努めます。		
（現状と目標）		
指標	現状値	目標値
自然公園が県土面積に占める割合	13.9% (2023年)	14.6% (2030年)
指標	現状値	目標値
県土に占める保護地域及びOECMの面積割合	19% (2023年)	30%以上 (2030年)

<主な取組>

(1) 自然環境保全地域等

生物多様性の保全上、極めて重要な原生的自然については、国等の関係機関と連携しつつ、自然環境保全地域、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域等の各種制度に

よる行為規制を的確に運用し、核となる生態系として維持を図ります。また、増えすぎた鳥獣などによって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて生態系の維持回復の措置を講じます。

(2) 自然公園

- ① 生物多様性保全の屋台骨である自然公園については、その特性や社会情勢等の変化を踏まえ、国等の関係機関と連携しつつ、公園区域や公園計画の見直しを行い、保全が必要な地域については、自然公園に編入・指定します。
- ② 鹿児島の個性的な自然風景や生物多様性が損なわれることのないよう、国等の関係機関と連携しつつ、審査基準に基づき、適切な行為規制を実施します。また、外来種や増えすぎた鳥獣によって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて、生態系維持回復事業などを導入し、生物多様性の質の低下を防止します。また、過去の開発等によって、自然公園の生態系が損なわれている場合は、関係機関との連携により自然再生事業の導入について検討します。
- ③ 利用者が著しく集中し、植生荒廃などの課題により、その場所の生物多様性や自然公園としての利用環境に悪影響が懸念される場合は、適切な施設の整備や利用ルールの導入を行うなど、自然環境の保全と自然公園にふさわしい自然体験の機会の提供を図ります。
- ④ 県内には、霧島錦江湾国立公園、屋久島国立公園、雲仙天草国立公園及び奄美群島国立公園の4か所の国立公園が指定されています。これらの地域には、日本を代表する多様な自然環境や、自然と生活・文化・歴史の関わりが含まれていることから、こうした4つの国立公園を有する地域をモデル地区として、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進します。
- ⑤ 県内の2か所の国定公園及び10か所の県立自然公園においても、県内で見られる代表的な自然環境が含まれていることから、国立公園と同様に、保護と利用の好循環の形成を推進します。



写真7-4 長目の浜（甑島）
写真提供：鹿児島県観光連盟

(3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護・繁殖を図る必要がある地域を、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区に指定し、また、鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を特別保護地区に指定するなど、行為規制や保全事業を推進します。

(4) 生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された生息地等保護区（蘭牟田池）に加え、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生動植物の保護を図るため、必要に応じて生息地等保護区を指定し、行為規制や保全事業を推進します。



写真7-5 蘭牟田池
写真提供：鹿児島県観光連盟

(5) 天然記念物

「文化財保護法」で指定された国指定天然記念物の保護を図るとともに、「鹿児島県文化財保護条例」に基づき、必要に応じて県指定天然記念物として指定し、その保護を図ります。

(6) ラムサール条約湿地

陸と水の接点であり、多種多様な生物が集まる重要な生態系である「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）湿地」について、国や地元市町村、関係団体等と連携して、湿地やそこに生息・生育する野生生物を保全し、持続的に利用するための取組を推進します。

(7) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

自然と人間社会との共生に重点を置いたユネスコのMAB（Man and Biosphere：人と生物圏）計画に基づいて、1980（昭和55）年、生物圏保存地域（Biosphere Reserve）に登録され、2016（平成28）年に屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして拡張登録された屋久島については、屋久島環境文化村構想の推進を通じて、自然を活用した産業や農作物の価値を高める取組、環境教育の充実など、人間と自然との共生の取組を進めます。

(8) ユネスコ世界ジオパーク及び日本ジオパーク

県内におけるジオパークは、その多くが自然公園地域と重複しているため、自然公園の管理と整備を通じた魅力の向上を図ります。また、県内における世界ジオパークの認定を目指した取組を支援します。

(9) OECM

保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域であるOECMの面積が拡大するとともに対象地の保全が図られるよう、自然共生サイトの認定支援等の取組を実施します。

2 自然再生と生態系ネットワークの形成

戦後の急激な経済成長のなかで、社会経済環境は大きく変化し、開発による野生生物の生息・生育の場の減少や分断、環境の悪化などによる生物多様性の危機が進行しています。このため、過去の開発等で損なわれた自然環境について、自然再生によって地域特有の自然環境を蘇らせていくことが必要です。

また、自然再生を行う際には、多様な生き物の生息・生育空間となっている貴重な自然環境を有機的につなぎ、生態系ネットワークの形成に留意していくことが重要です。

特に、生物多様性の保全上重要な地域が分断されて小面積化している場合は、その間の自然のつながりを取り戻すため、自然林や湿地等自然の水辺、草原などの再生を促進するため、優先的に取り組んでいくことが求められます。

自然再生は、自然自身の持つ回復力を生かすことを基本とし、時間をかけて本来の生態系を取り戻していくこととなります。私たちは、その力が最大限発揮されるような環境整備を行うとともに、目標とする生態系が取り戻されるよう、モニタリングを続け、その結果を踏まえて取組内容を柔軟に見直すという順応的な態度で臨んでいくことが必要です。

<戦略的な取組>

民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新）
みんなの生物多様性サポーター事業による自然再生への活動支援、自然共生サイトの認定支援、民間団体や地方公共団体が実施する広葉樹林、針広混交林、里山、マングローブ林等の森林、湿原、藻場、干潟、サンゴ礁等の自然再生への関係部局を通じた取組支援を通じ、民間団体等が取り組む小規模な自然再生への支援を拡大する。
奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）
世界自然遺産に登録された奄美大島及び徳之島において、世界自然遺産地域及び周辺地域の緩衝機能の強化を図るため、スギやリュウキュウマツ等の人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。

<主な取組>

- ① 県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、バランスのとれた森林資源の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施業を促進します。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
再造林面積	1,004ha/年 (2022年度)	1,200ha/年 (2028年度)
間伐面積	2,042ha/年 (2022年度)	2,400ha/年 (2024年度～2028年度)

- ② 急傾斜地や林地生産力の低い人工林については、広葉樹林化や針広混交林へ誘導するなど、公益的機能の向上を図ります。



写真7-6 広葉樹林

- ③ 自然災害やオニヒトデによるサンゴの捕食被害など、非人為的に自然環境が悪化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ、植生の保全・再生対策や景観の保全・修復対策を実施します。
- ④ 海水温の上昇等に伴う植食性魚類による食害の増大や亜熱帯性海藻の北上が見られることから、海藻種の変遷を把握します。また、海域の環境条件に適した藻場造成手法や食害防除技術の開発を推進するとともに、漁業者等が取り組む藻場や干潟、サンゴ礁の回復活動への支援・指導により藻場・干潟の維持・造成を進めます。
- ⑤ 農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。
- ⑥ 生態系ネットワークの形成（再生）の観点から、自然再生を行うことが効果的な場所を科学的に抽出し、関係機関への情報提供を行うことなどにより、効果的な自然再生の推進を図ります。

3 多様な生態系の保全と回復

鹿児島には原生的な自然環境の他、田園、里地里山、森林、河川、海岸などがあり、身近な自然でありながら、豊かな生態系を育む多様な野生生物の生息・生育の場が残されています。

一方、戦後の急激な経済成長の中、社会経済環境は大きく変化し、開発による生息・生育地の減少や環境の悪化などにより、こうした地域の生物多様性の劣化が進んでいます。このため、それぞれの空間の特性に応じた生態系の保全と回復に取り組む必要があります。

<戦略的な取組>

渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散（継）

国際的に行き来する、渡り鳥のフライウェイ（渡り鳥の道）を安定的に維持するため、現在の飛来地の保全を図るとともに、一箇所への集中による高病原性鳥インフルエンザの感染拡大等の様々な悪影響を避けるため、ねぐらとなる水辺や湿地の再生など、国や関係自治体等と連携して越冬地を分散させる取組を促進します。



写真7-7 クロツラヘラサギ

<主な取組>

(1) 田園・里地里山・森林

- ① 里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。
- ② 県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、バランスのとれた森林資源の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を促進します。

【再掲】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
再造林面積【再掲】	1,004ha/年 (2022年度)	1,200ha/年 (2028年度)

- ③ 急傾斜地や林地生産力の低い人工林については、広葉樹林化や針広混交林へ誘導するなど、公益的機能の向上を図ります。【再掲】
- ④ 地域全体で維持していくことが必要と認められる里山の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など、適正な整備・保全を推進します。
- ⑤ 地域特性や立地条件を生かした森林整備や遊歩道、標識などの付帯施設整備を推進します。また、水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、保全と適切な整備を推進します。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
民有林保安林面積	63,037ha (2022年度)	69,757ha (2033年度)

- 第一章
- 第二章
- 第三章
- 第四章
- 第五章
- 第六章
- 第七章
- 第八章
- 資料編

- ⑥ 松くい虫等による森林被害を防止するため、関係市町村との連携のもと、被害木の伐倒駆除等を実施し、森林の保護を図ります。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
松くい虫被害率	0.3% (2022年度)	1%未満に抑止 (毎年度)

- ⑦ そのほか、長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。

(2) 河川・湖沼

- ① 特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全します。
- ② 多様な自然環境に配慮した溪流づくりを行い、自然環境との調和を図ります。
- ③ 公共用水域（河川，湖沼）及び地下水の水質保全を図るための常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
水質汚濁に係る環境基準の達成率	河川 BOD：95.2%	河川 BOD：100%
	湖沼 COD：75.0% (2022年度)	湖沼 COD：100% (2030年度)

- ④ 池田湖については、その水質を将来にわたって良好に保全するため、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素，りん等の削減を図るなど総合的な水質保全対策を推進します。
- ⑤ 住民団体や事業者団体，県，市町村等で構成する協議会等の活動を通じ，地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。
- ⑥ 生活排水対策については，家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。

(3) 沿岸・海洋

- ① 砂浜・干潟，藻場などの自然海岸は，可能な限り適正に保全するとともに，当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。
- ② サンゴ礁を保護するため，オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除，赤土等流出防止対策に努めます。
- ③ 特に，奄美群島における赤土等流出を防止する



写真7-8 重富干潟

ため、赤土等流出防止対策方針等に基づく各種対策を促進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。

- ④ 藻場等に悪影響を及ぼす食害動物について、漁業者等による漁獲とその有効利用を促進することにより、海藻の食害被害を低減します。
- ⑤ 船舶等からの油流出、ごみや流木の漂流・漂着、桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業被害等を軽減するため、漁業者等が実施する清掃及び水産資源の保護などの海面環境保全活動を支援するとともに、水域環境の保全等に関する普及啓発を図ります。
- ⑥ 管理者による漁港の維持管理に加え、県民の共生・協働（ボランティア）による、漁港内の清掃や臨港道路の植栽管理等を推進します。
- ⑦ 港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。
- ⑧ 鹿児島湾については、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念とした鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。
- ⑨ 住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。【再掲】
- ⑩ 生活排水対策については、家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。【再掲】
- ⑪ 公共用水域（海域）の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
水質汚濁に係る環境基準の達成率	海域 COD：70.8% (2022年度)	海域 COD：100% (2030年度)

（4）都市

- ① 地域に親しまれ、地域全体で維持していくことが必要と認められる都市近郊の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など適正な整備・保全を推進します。
- ② 都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。
- ③ 街路の植樹帯については適切に更新を図ることとし、緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。